

# 「お富<sup>とみ</sup>ちゃん」の使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「お富ちゃん」の使用に関する取扱要領（以下「要領」という。）第12条の規定に基づき、「お富ちゃん」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請および使用許可)

第2条 要領第3条第1項の規定により、お富ちゃんの使用許可を受けようとする者は、「お富ちゃん」使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「お富ちゃん」使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）により通知するものとする。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書には、お富ちゃんを使用しようとする商品の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、お富ちゃんを使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 第2条第2項の使用許可書の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、要領に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めることとする。

(2) 第三者がお富ちゃんのデザインを侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡することとする。

(3) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定することとする。

(4) 使用者は、お富ちゃんを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理することとする。

(5) 市から要請があった場合は、お富ちゃんの使用実態を報告し、又は使用商品等を提出することとする。

(6) 使用者が、お富ちゃんの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償することとする。

(使用許可の変更)

第5条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、再度申請書に変更後の見本を添えて市長に提出し、改めて使用許可書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、お富ちゃんを使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成24年6月1日から施行する。

2 「おエイちゃん」のイラスト使用に関する基準は、廃止する。